

国民健康保険税・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、令和3年度保険税（料）が減免となります。

① 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 ⇒ **保険税（料）を全額免除**

② 世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入減少（※）が見込まれる方 ⇒ **保険税（料）の一部を減額**

※保険税（料）の一部が減額される条件

以下の3つ全てに該当する場合、減免の対象となります。

(1) 事業収入等（事業・不動産・山林・給与収入）のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。

(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下

であること（介護保険は除く）。

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

注1 介護保険料は、条件（1）と（3）を満たす方が減免の対象となります。

注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

● 新型コロナ感染予防・混雑緩和のため、郵送による申請を推奨しています。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

● **令和3年7月1日から**
市ホームページで申請書がダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症情報

市民向け情報（COVID-19）



国保税



介護保険

● 令和3年度 課税通知書及び介護保険料納付通知書の発送は、7月中旬頃を予定しています。

【申請・問合せ】 〒907-8501 石垣市美崎町14番地

● 国民健康保険税

健康保険課 保険税係 ☎ 0980-87-9045

● 介護保険料

介護長寿課 介護保険係 ☎ 0980-82-7158

国民年金保険料の納付が困難な方

通常の減免制度に加えて、新型コロナウイルス感染症の臨時特例措置があります

国民年金保険料免除・納付猶予申請

～ 7月1日より受付開始 ～

この制度は、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

免除等区分には「全額」・「半額」・「納付猶予」等があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。

本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、失業した方は、特例として前年所得をゼロとみなして審査します（離職票等退職を証明する書類が必要）。

国民年金保険料は、未納期間があると、年金額が低額になるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が保険料納付要件により受けられない場合があります。

まずはお電話でご相談ください。

感染症の影響により、納付が困難な方

まずは「ねんきん加入者ダイヤル」に相談を

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合、**臨時特例措置**として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請、国民年金保険料学生納付特例申請ができます。

日本年金機構ホームページ、または年金事務所・市役所の担当窓口で必要書類をご確認の上、申請してください。



【臨時特例免除申請の問合せ】

「ねんきん加入者ダイヤル」 ☎ 0570-003-004

(050 から始まる電話からは ☎ 03-6630-2525)

【申請・問合せ】 市役所 市民課年金担当（5番窓口） ☎ 0980-87-9005

石垣年金事務所 国民年金課 ☎ 0980-82-9211

月次支援金制度について（経済産業省中小企業庁）

2021年4月以降に実施される緊急事態措置または、まん延防止重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

《申請期限 4・5月分は8月15日まで》

制度の概要、詳細については経済産業省のホームページをご確認ください。

